

平成 26 年度

秋田県手をつなぐ育成会県北地区協議会・研修会

*** 次 第 日 程 ***

開 会 13:30

主催者挨拶 (公社) 秋田県手をつなぐ育成会 会 長 谷 内 和 夫

研 修 13:40

DVD 鑑賞 (90 分) 「自閉症の子どもの評価 (評価と課題設定)」

企画 = 朝日新聞厚生文化事業団

<自閉症の子どもの評価・生活スキル編 = 全4巻の第3巻>

講 演 (40 分) 「中央組織の動向について」

講師 = 秋田県手をつなぐ育成会会長 谷 内 和 夫

情 勢 報 告 (20 分) 「県育成会の情勢報告」

報告者 = 県育成会事務局長 柳 原 清

平成 26 年 10 月 26 日 (日)

ニューグランドホテル 松 鶴

公益社団法人秋田県手をつなぐ育成会
県北地区市町手をつなぐ育成会協議会

平成 26 年度県北地区協議会・研修会資料

平成 26 年 10 月 26 日(日)

ニューグランドホテル松鶴

資 料

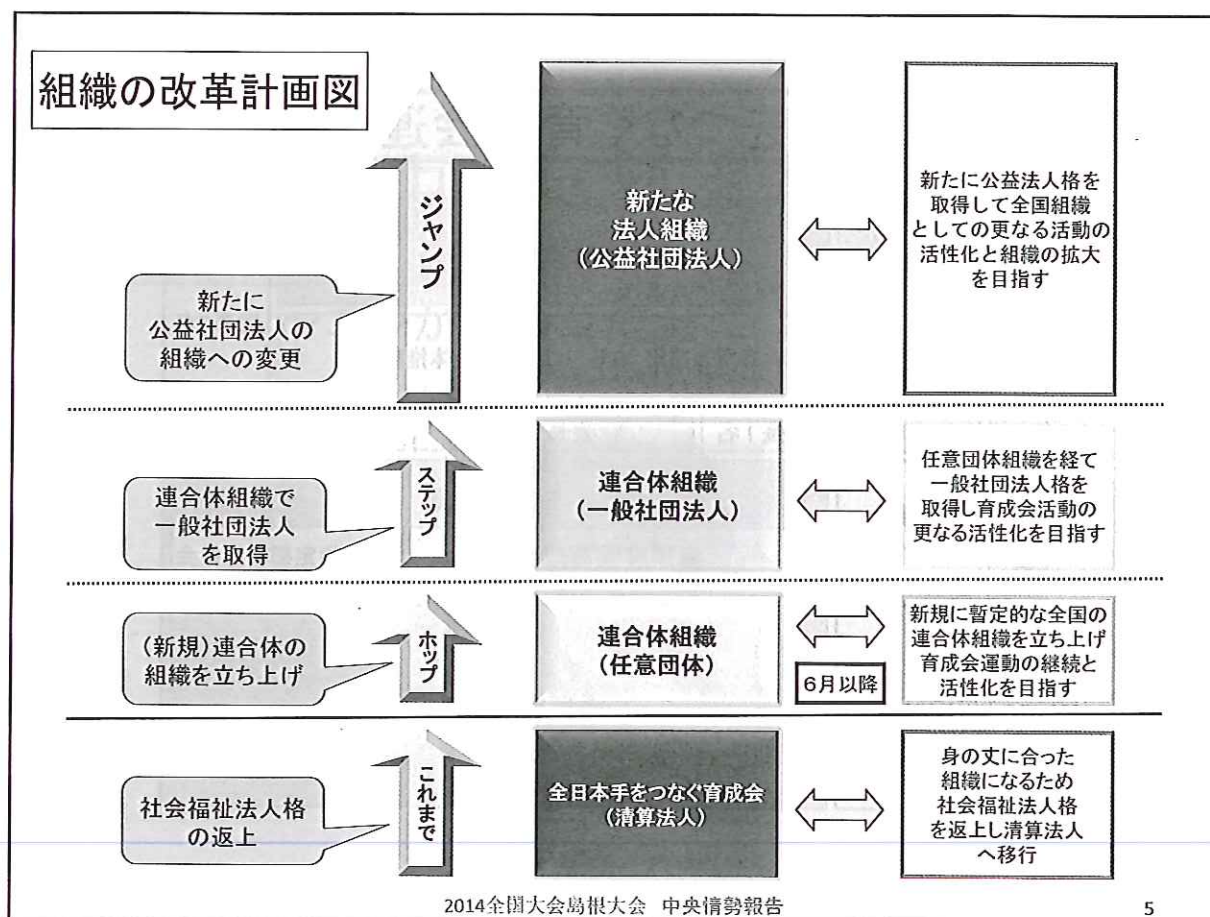
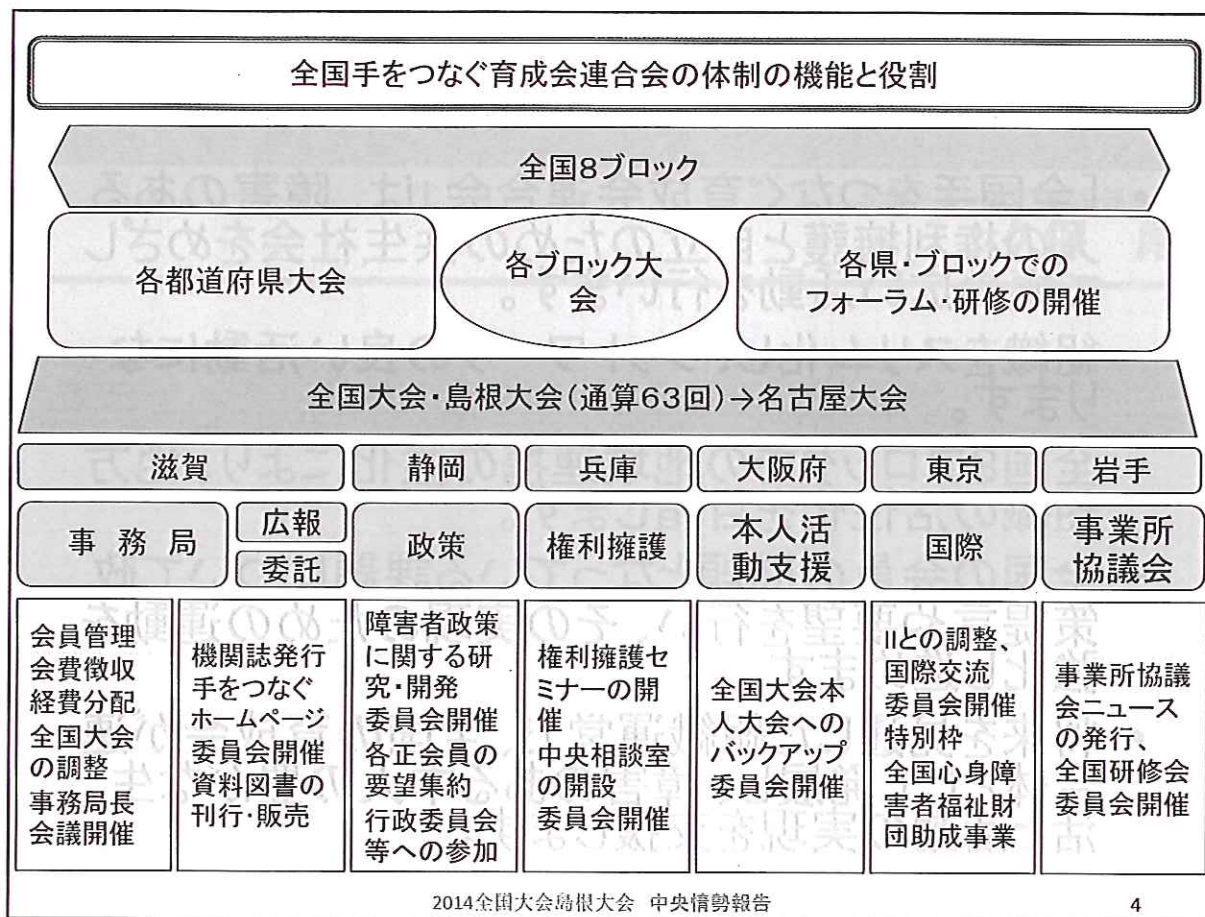
全国手をつなぐ育成会連合会について	P 1
第 4 期障害福祉計画に係る国の基本指針について	P 3
障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想について	P 9

あらたな全国の育成会に!!

- 「全国手をつなぐ育成会連合会」は、障害のある人の権利擁護と自立のための共生社会をめざして幅の広い活動を行います。
- 組織をスリム化し、フットワークの良い活動になります。
- 全国8ブロックでの地域連携の強化により、地方組織の活性化を目指します。
- 全国の会員の問題となっている課題について政策提言や要望を行い、その実現のための運動を強化し進めます。
- 将来を見通した組織運営で、全国の育成会が連合体として発展し、障害のある本人の豊かな生活と活動の実現を支援します。

全国手をつなぐ育成会連合会

役員会	ブロック 長会	各ブロック選出長 8名			監事2名
	運営委員会	幹事担当選出 6名	全体推薦7名		
		会長1名	副会長 3名	統括1名	
総 会	会員 3万3千人	56 正会員			
		都道府県育成会		政令指定都市育成会	
構成員 23万人		各区市町村育成会			



第4期障害福祉計画（H27～29年度）に係る国の 基本指針の告示について（報告）

第3期障害福祉計画（H24～26年度）に係る基本指針においては、根拠法が異なることから、児童福祉法に基づく障害児支援（児童発達支援センター、障害児入所支援等）への言及は限られていたが、今後、子育て支援全体に関して子ども・子育て支援法に基づく都道府県・市町村の計画が作成され、その中で障害児支援について言及されること等も踏まえ、第4期計画に係る指針においては障害児支援についても言及し、各都道府県・市町村における対応について定めることとした。

基本指針の考え方等については、本年1月26日開催の社会保障審議会障害者部会において了解をいただいたことから、告示に向けて省内手続を進めていたが、今般、5月15日付けで告示されたところである。その記載内容等については別添のとおり。

(別添)

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）（抜粋）

（26.5.15告示）

* 下線は障害児・発達障害者支援室において引いたもの。

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 市町村及び都道府県は、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は共生社会を実現するため、全ての障害者等が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと及び障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨とする法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備を進める。

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）別表に掲げるものによる障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）であって十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっていており、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図っていく。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。また、こうした拠点等の整備にあわせて相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。

こうしたサービス提供体制の整備については、個別の状況に応じて、関係者や障害者本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画に位置づけ、計画的に推進する。

（二～三 略）

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

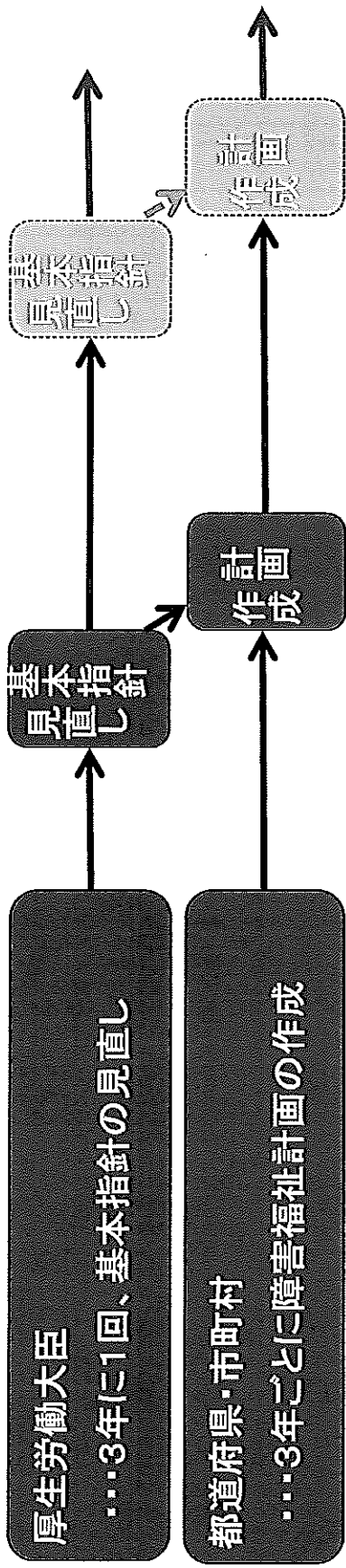
障害児については、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二条第二項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

都道府県及び市町村は、障害児を支援する体制を確保するために、法第八十八条第三項第二号又は第八十九条第三項第四号に掲げる「その他の関係機関との連携」の一環として、児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童福祉法第六条の二

障害福祉計画と基本指針

○ 基本指針（厚生労働大臣）では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度		
	平成23年度を目 標として、地域の 実情に応じた数値 目標及び障害福 祉サービスの見込 量を設定	第1期の実績を 踏まえ、第2期 障害福祉計画を 作成	つなぎ法による障害 者自立支援法の改正 等を踏まえ、平成26 年度を目標として、第 3期障害福祉計画を 作成	障害者総合支援法 の施行等を踏まえ、 平成29年度を目標と して、第4期障害福祉 計画を作成		



成果目標と活動指標の関係

(成果目標)

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

入院中の精神障害者の地域生活への移行

- 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
- 入院後1年時点の退院率の上昇
- 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

障害者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備

福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

(活動指標)

(都道府県・市町村)

- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

(都道府県・市町村)

- 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数

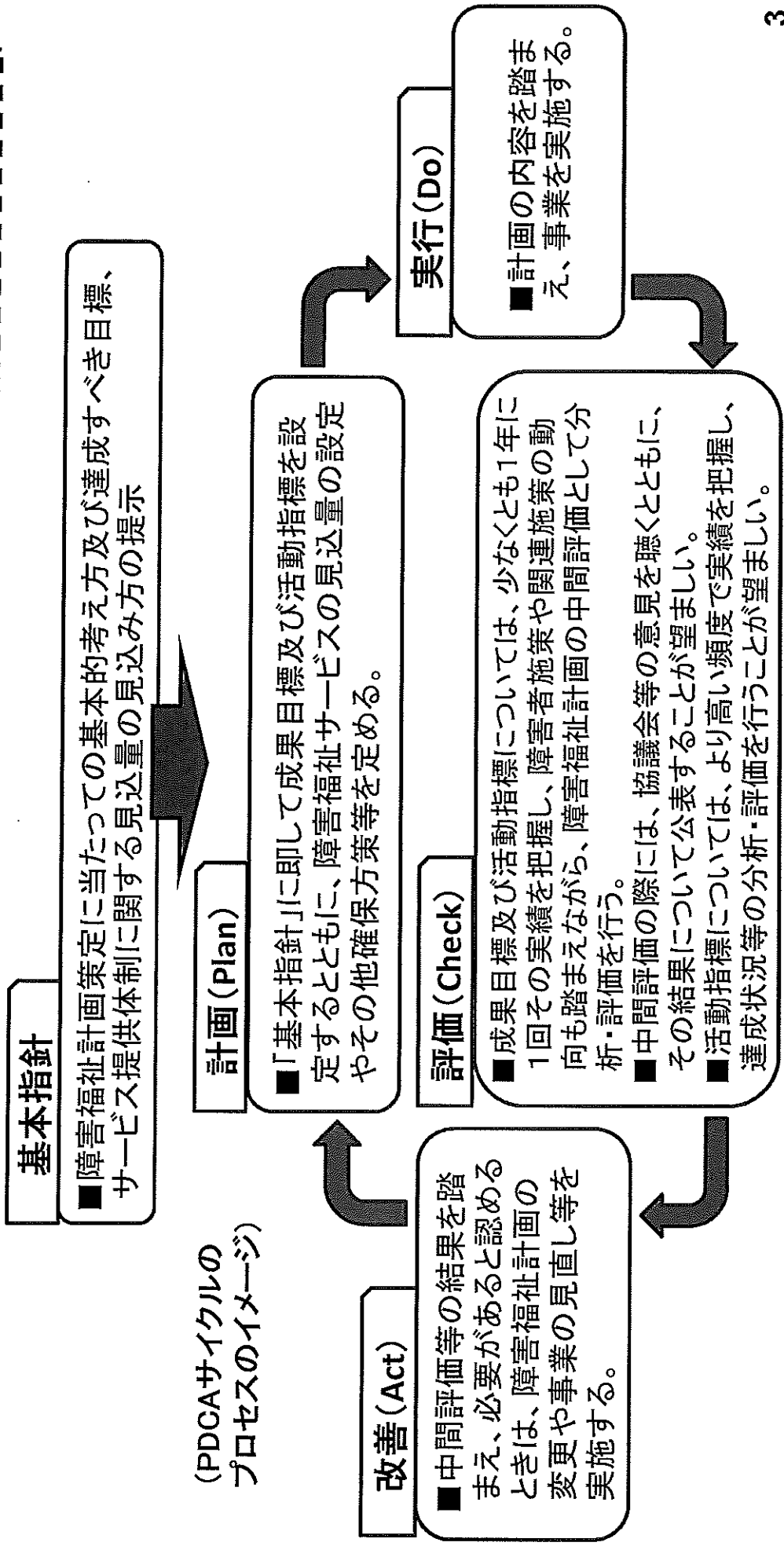
(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者、利用日数
- 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)
- 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数
- 委託訓練事業の受講者数
- 障害者試行雇用事業の開始者数
- 職場適応援助者による支援の対象者数
- 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

(基本指針の理念)自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に

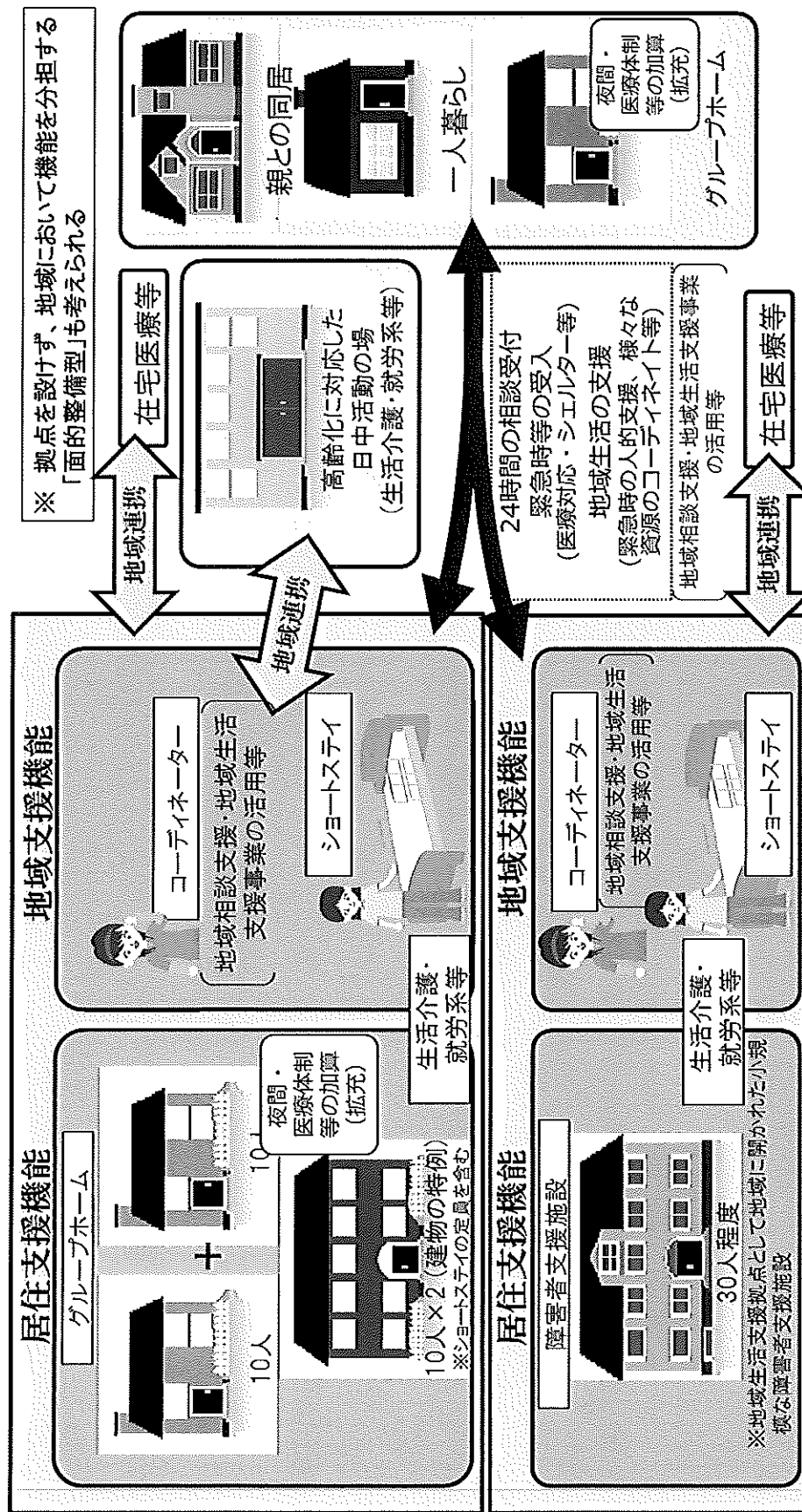
PDCAサイクルのプロセス

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があるとき、必要があるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるものとする。
- また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。
- 活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい。



障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



「障害児者の地域生活推進のための多機能拠点構想」 (地域生活支援拠点)

小規模・多機能拠点の整備

(コーディネーターの配置、グループホームの定員規模の特例、障害福祉計画に基づく整備)やグループホームにおける日中・夜間や重度者に対する支援の充実等の必要性をまとめ、高齢化・重度化や「親なき後」の課題に一定程度対応することができるよう、地域における居住支援のための機能を強化していくこととなった。

33

「障害児者の地域生活推進のための多機能拠点構想」 (地域生活支援拠点)

「機能強化」

体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応などをショートステイの拡充を軸に地域の機能を強化
拠点整備には追加整備費(国二分の一、地方自治体四分の一づつ)が予算化されました。これには、安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネートや個別給付による地域定着支援の実施が優先的な採択の必須条件。

34

小規模入所施設はどのような？

1. これらのほか、衆参両院での「附帯決議」があり、附則に準じた扱いとされている
2. 主な決議事項は「グループホームや小規模入所を含めた、地域での居住支援」「難病者に対する総合的な支援法制度」「精神障がいのある人の総合支援体制」「成年後見制度の活用」「一般就労の促進に向けた職場定着」「常時介護を要する人への適切なサービス支給決定」など

35

最新の状況によると・・

1. 地域における居住支援のあり方は、市町村協議会で議論することが前提
2. 一元化後のGH定員を特例で20名程度まで拡大可能としたうえで、安心コールセンター機能や基幹相談支援、短期入所など地域生活支援の機能を付加
3. あるいは、高齢化する知的障がいのある人を念頭に置いた「小規模な入所施設」に機能を付加することも可能

36

最新の状況によると・・

4. こうした機能を有する施設等を「地域生活支援拠点」として位置付け
5. ただし、すでに相談機能や短期入所などが整備されている地域では、既存事業所等で役割分担することも可能
6. 既存型、GH型、入所施設型のいずれにしても、第4期障害福祉計画(27年度スタート)では市町村または圏域で1か所以上の整備を求める

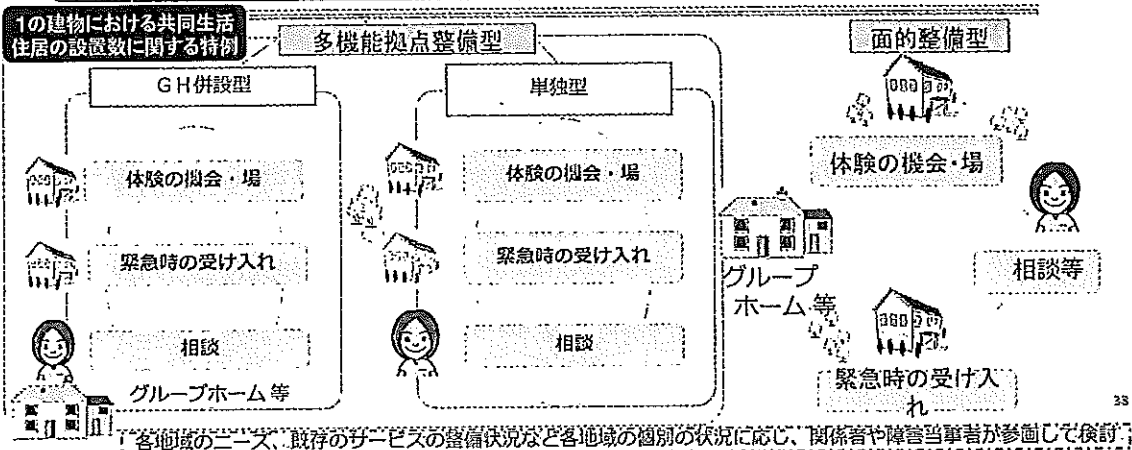
37

地域における居住支援のための機能強化

厚生労働省

居住支援のための機能を地域に整備していく手法としては、(参考)居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

- ① 機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」(グループホーム併設型、単独型)、
- ② 地域において機能を分担して担う「面的整備型」等が考えられる。



38

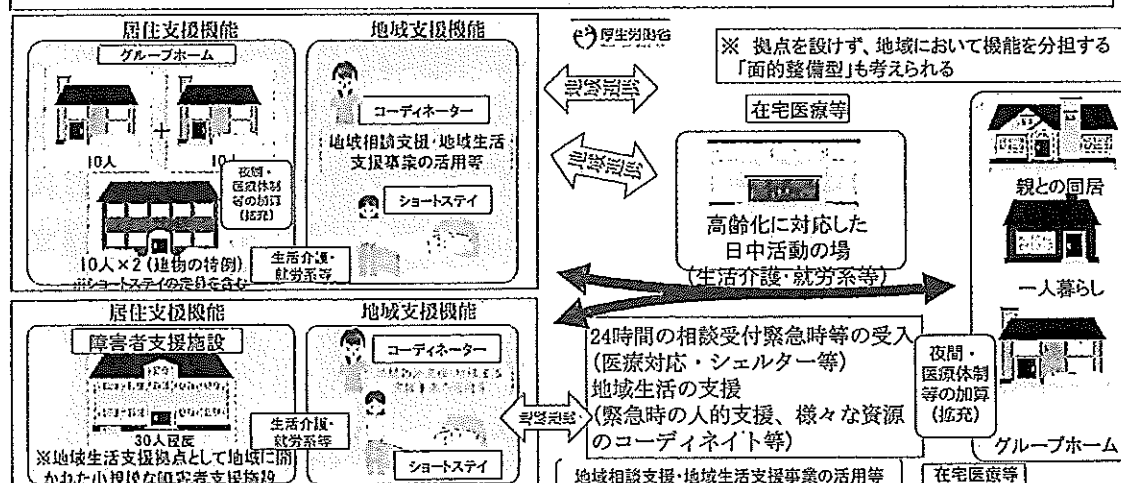
短期入所事業の3つのタイプ

	事業所の形態	人員基準	設置基準
空床型	入所施設、ケアホーム、グループホーム、宿泊型自立訓練などで、利用されていない居室を利用	当該施設の利用者数と短期入所の利用者数との合計数が、当該施設として必要とされる数以上	特別必要な設備はない
併設型	入所施設、ケアホーム、グループホーム、宿泊型自立訓練など		居室は別に必要
単独型	空床型、併設型以外	6:1以上	居室(1人あたり8平米以上)等

39

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想（地域生活支援拠点）

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進

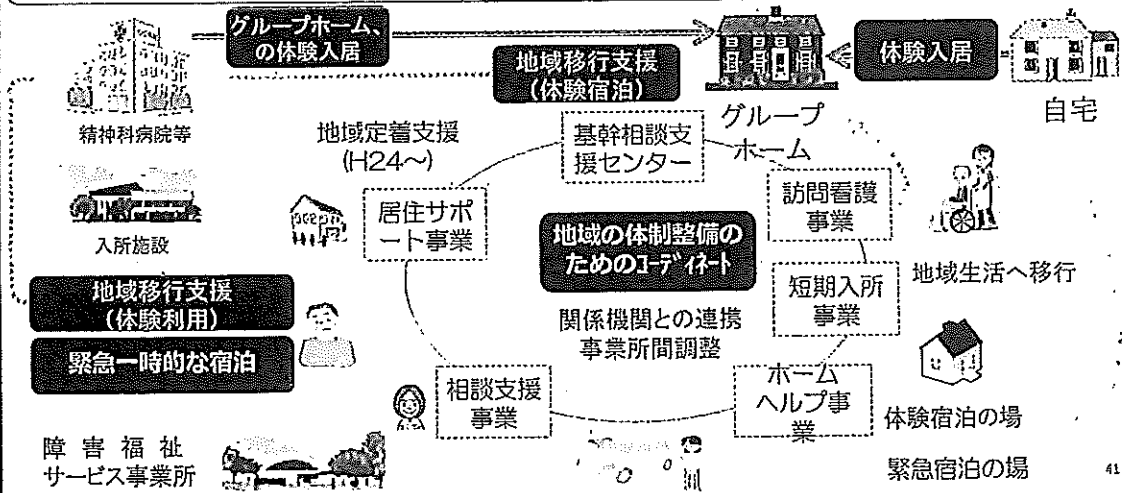


40

施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

厚生労働省

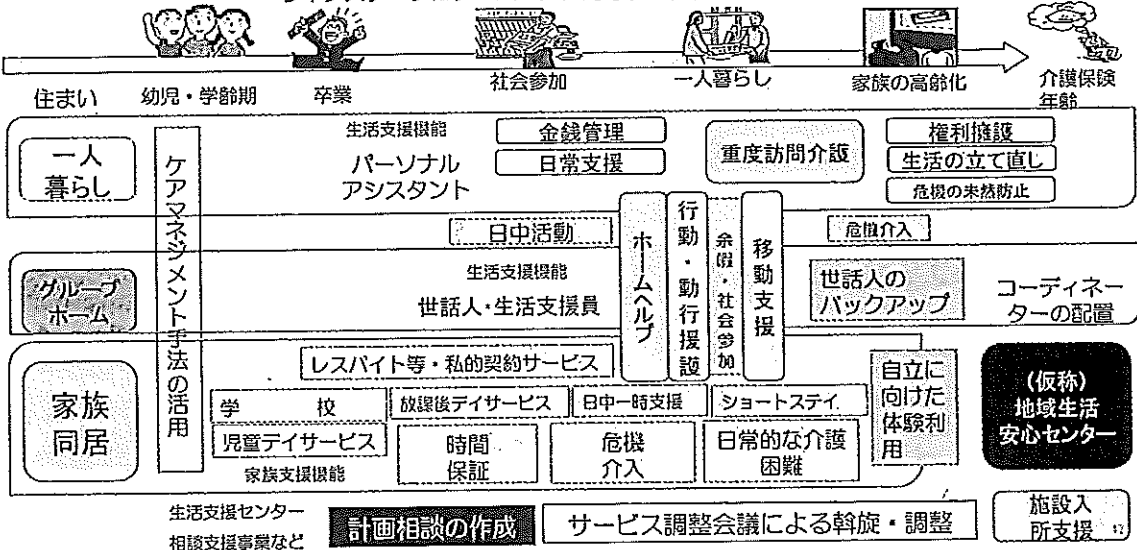
施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられることから、入所・入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や体験宿泊、障害福祉サービスの体験利用を促進。また、グループホーム等の体験入居については、家族と同居しながら自宅で生活する障害者も利用可能。



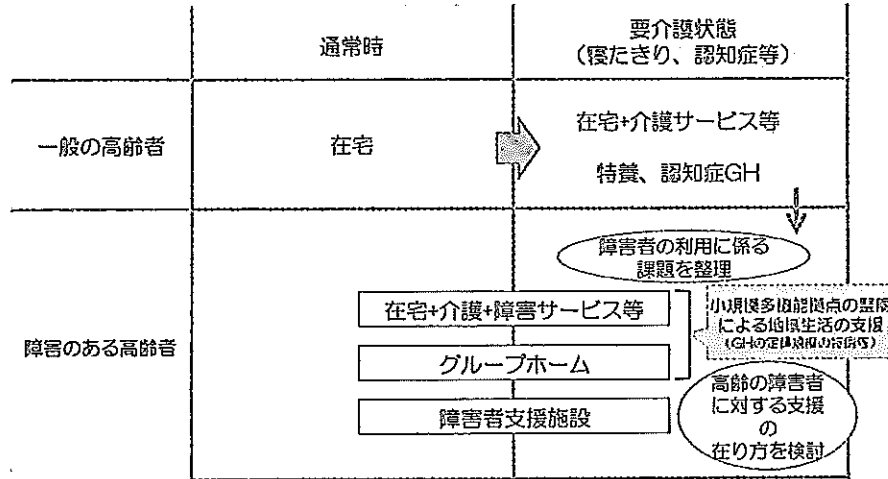
41

地域生活に必要なサービスのイメージ

ライフステージにシームレスに対応する福祉サービスの活用



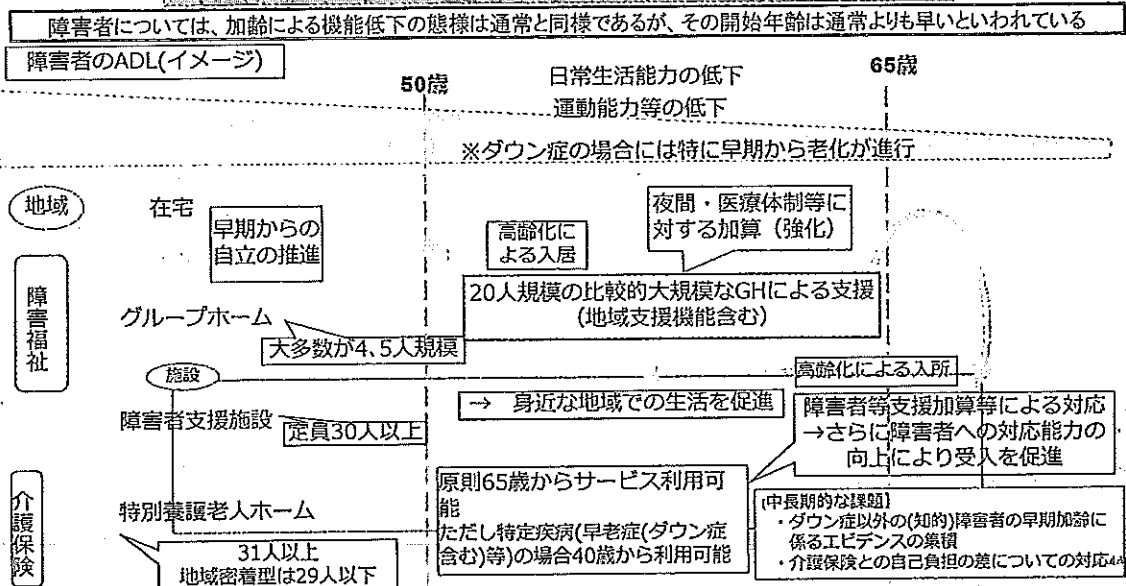
高齢者の住まいの場について（イメージ）



43

障害者の高齢化と居住の場（イメージ）

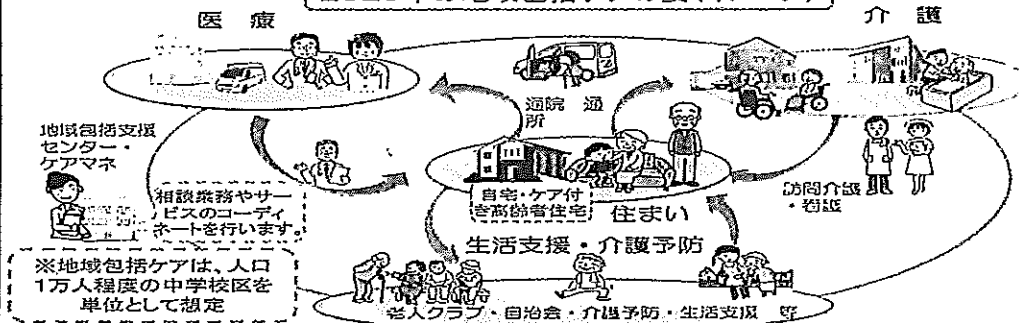
厚生労働省



地域包括ケアの考え方

住まいの確保を軸とし、地域の医療・介護・福祉・生活サービス等を一体的、かつ適切に提供することで、誰もが住み慣れた場所で最後まで安心して暮らすことができる体制をつくる。

2025年の地域包括ケアの姿(イメージ)



出典: 厚生労働省高齢局資料より 45

認知症対応型共同生活介護の概要

(基本的な考え方)

認知症(急性を除く)の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。

《利用者》

- 1事業所あたり1又は2の共同生活住居(ユニット)を運営
- 1ユニットの定員は、5人以上9人以下

《人員配置》

- 介護従事者
日中:利用者3人に1人(常勤換算)
夜間:ユニットごとに1人
- 計画作成担当者
ユニットごとに1人(最低1人は介護支援専門員)
- 管理者
3年以上認知症の介護従事経験のある者が常勤専従

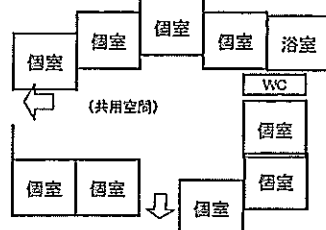
《設備》

- 住宅地等に立地
- 居室は、7.43㎡(和室4.6畳)以上で原則個室
- その他
居間・食堂・台所・浴室等日常生活に必要な設備

《運営》

- 運営推進会議の設置
・利用者・家族・地域住民・外部有識者等から構成
・外部の視点で運営を評価

共同生活住居(ユニット)のイメージ



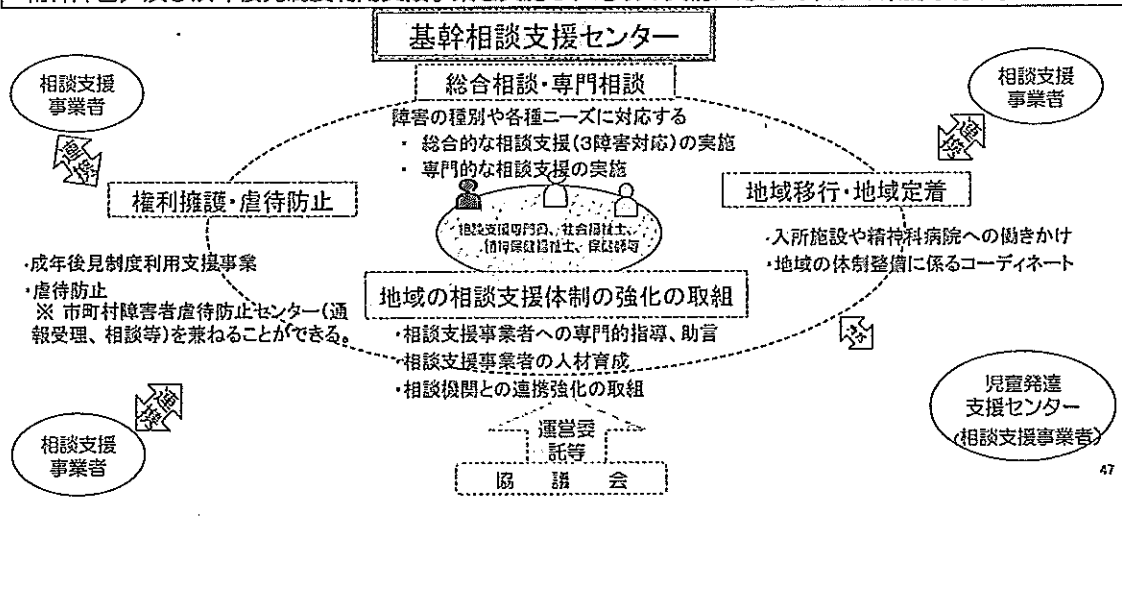
要介護度別ユニット数別介護報酬

介護報酬 (1日につき)	
ユニット数	要介護度 単位
1ユニット	要介護2 798単位
	要介護1 802単位
	要介護2 840単位
	要介護3 865単位
	要介護4 882単位
2ユニット以上	要介護5 900単位
	要介護2 785単位
	要介護1 789単位
	要介護2 827単位
	要介護3 852単位
	要介護4 869単位
	要介護5 886単位

基幹相談支援センターの役割のイメージ

厚生労働省

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。



47

◇ サービスを調整する体制

相談事業→計画相談→個別支援計画→モニタリング

◇ 基盤を整備する体制

サービス基盤の計画的整備

自立支援協議会 → 障害福祉計画

- 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、ニーズ把握等を行うことを努力義務化
- 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

【平成25年4月1日施行】

基本指針の見直し

2 障害者等の関係者の意見の反映

基本指針の案を作成・変更する際は、障害者等及びその家族等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

3 実態を踏まえた基本指針の見直し

障害者等の生活の実態等を勘案して、必要があると認めるときは、基本指針を変更する。

48

障害福祉計画の見直し

厚生労働省

市町村(都道府県)障害福祉計画:市町村(都道府県)が基本指針に即して(広域的な見地から)定める、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画

1 障害福祉計画に定める事項の見直し

①市町村・都道府県が計画に定める事項に、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を加える。

②市町村・都道府県が計画に定めるよう努める事項に、医療機関、教育機関、公共職業安定所等との連携を加える。

2 実態を踏まえた障害福祉計画の作成

市町村は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握・勘案して計画を作成するよう努める。

3 障害福祉計画の調査、分析及び評価の実施

市町村及び都道府県は、定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行

協議会の見直し

2 構成員

協議会の構成員に障害者等及びその家族が含まれる旨を明記。

3 協議会の設置

地方公共団体は協議会を設置するよう努めるものとする。

49

第4期(H27～H29)計画に係る基本指針(案):主なポイント

厚生労働省

<計画の作成プロセスに関する事項>

◇「障害福祉計画」—PDCAを活用した実効性の担保

PDCAサイクルの導入

「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の中間評価、評価結果の公表 等

<個別施策分野①:成果目標に関する事項>

地域生活支援拠点等の整備 (新規)

障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点については、平成29年度までに各市町村または各圏域に少なくとも一カ所ずつ整備するよう、障害福祉計画の成果目標として新たに設定する

50